

宮城県公報

行
発
宮
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

業廃棄物処理施設の設置者である場合にあっては、同項の規定により公表しなければならない」とと
されている事項を除く。」を加える。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成二十三年三月三十一日

目 次

ページ

富城県知事 村井嘉浩

○富城県規則第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (昭和五十三年宮城県規則第七号) の一部を次のように改正する。

(廃棄物対策課)

(同) 一

告 示

○産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部改正 (一件)

(廃棄物対策課)

七

規 則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成二十三年三月三十一日

富城県知事 村井嘉浩

○富城県規則第三十六号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則 (平成十八年富城県規則第三十七号) の一部を

次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条第三項第七号中「であつて」の下に「処理能力が減少するもの及び」を加え、同項第八号中「受けける法第十五条の二の五第一項の変更の許可」を「行う法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出」に改め、「産業廃棄物処理施設」の下に「(前号に掲げるものを除く。」を加える。

第十条中「事項」の下に「(同条に規定する施設設置者が法第十五条の二の三第一項に規定する産

三項第七号中「であつて」の下に「処理能力が減少するもの及び」を加え、同項第八号中「受けける法第十五条の二の五第一項の変更の許可」を「行う法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出」に改め、「産業廃棄物処理施設」の下に「(前号に掲げるものを除く。」を加える。

八 省令第四条の四の一の中請書 様式第六号の一

九 省令第四条の四の四の通知書 様式第六号の三

第一条中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを二回ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 省令第四条の四の一の中請書 様式第六号の一

九 省令第四条の四の四の通知書 様式第六号の三

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

八 省令第四条の四の一の中請書 様式第六号の一

九 省令第四条の四の四の通知書 様式第六号の三

三 法第九条の二の四第一項の認定証 様式第一号の一

第七条中「又は保健所の支所」を削り、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第一号の次に次の五号を加える。

三 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設及び熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係

N.W.C 出本及び副本如一品

四 産業廃棄物（特認管理産業廃棄物を含む）の保管に係る出本一品

五 特認管理産業廃棄物の保管に係る出本一品

六 産業廃棄物（特認管理産業廃棄物を含む）の保管に係る出本及び特認管理産業廃棄物の保管

七 産業廃棄物の保管に係る出本及び副本如一品

様式第2号の4の出本及び副本如一品

七 産業廃棄物の保管に係る出本及び副本如一品

「5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙の」とおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7」に規定する使用人」までの各欄についても、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名前を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

改め。

様式第2号の4の次に次の1様式を定める。

様式第2号の2（第2条関係）

熱回収施設設置者認定証

年月日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

宮城県知事

印

認定の年月日 年月日

認定の有効年月日 年月日

認定番号

熱回収施設の設置の場所

熱回収の方法

熱回収に必要な設備

熱回収率 %

- 1 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、運営なく、その旨を届け出ること。
2 每年6月30日までに、前年度に係る熱回収報告書を提出すること。

様式第六卵の次に次の二様式を加へる。

様式第6号の2(第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者
住 所

印
氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	

様式第6号の3(第2条関係)

定期検査結果通知書

年月日

住所
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

宮城県知事 印

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

定期検査の結果

事務処理欄

「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用者」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用者」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」

※

「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用者」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

「第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）」に該当する場合は、第9条の2の3第2項に該当する場合は、

様式第11号の2（第2条関係）

(表面)

(裏面)

熱回収施設設置者認定申請書	
宮城県知事	殿
申請者	年 月 日
住 所	印
氏 名	[法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号]
熱回収施設の設置の場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
備考	<p>1 欄は記入しないこと。</p> <p>2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。</p> <p>3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時)。熱交換器が複数ある場合は、それぞれの能力)を記載すること。</p> <p>4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>なお、印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造を示す図並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図</p> <p>(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画</p> <p>5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。</p> <p>6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>
手数料欄	
熱回収に必要な設備に関する事項	<p>設備の種類及びその設備の能力</p> <p>設備の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>設備の維持管理に関する計画</p>
熱回収の内容に関する図	熱回収施設において処理する一般廃棄物の種類
熱回収の方法	熱回収率 %
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	

備考	<p>1 欄は記入しないこと。</p> <p>2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。</p> <p>3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時)。熱交換器が複数ある場合は、それぞれの能力)を記載すること。</p> <p>4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>なお、印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造を示す図並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図</p> <p>(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画</p> <p>5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。</p> <p>6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>
手数料欄	
熱回収に必要な設備に関する事項	<p>設備の種類及びその設備の能力</p> <p>設備の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>設備の維持管理に関する計画</p>
熱回収の内容に関する図	熱回収施設において処理する一般廃棄物の種類
熱回収の方法	熱回収率 %

平成23年3月31日 木曜日 第24号

		熱回収施設休廃止等届出書	
宮城県知事 殿		年 月 日	
届出者 住所 氏名		印	
〔法人につては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号〕			
<p>熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
熱回収施設の設置の場所			
認定の年月日及び認定番号		年 月 日	第 号
熱回収を行わなくなつたとき		年 月 日	年 月 日
廃止し、若しくは休止し、又は再開したとき		年 月 日	(廃止・休止・再開の別)
熱回収に必要な設備を変更したとき		年 月 日	年 月 日
事務処理欄			
<p>備考</p> <p>1 欄は記入しないこと。 2 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 记載する部について、記載のある部分については、記載前及び記載後の内容を対照させること。</p>			

		熱回収報告書	
宮城県知事 殿		年 月 日	
報告者 住所 氏名		印	
〔法人につては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号〕			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。</p>			
認定の年月日及び認定番号		年 月 日	第 号
月31日までの年間の熱回収率		年4月1日から年3月31日までの年間の熱回収率	%
<p>備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5第1項第4号八の算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>			
変更の内容			
事務処理欄			

める。

第三条第九項中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の四」に改める。

第二十条第一項及び第二十一項第二項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第三十条第一項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。
第四十四条中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。